

生野区役所乳幼児発達相談・心理相談業務 会計年度任用職員募集要項

生野区役所で勤務する乳幼児発達相談・心理相談業務会計年度任用職員の任用試験を次のとおり行います。

1 業務内容

生野区役所保健福祉課において、主に乳幼児を対象とした発達及び発達障がい相談に関して専門的技術を必要とする心理相談業務を行う。具体業務は次のとおり。

- ・ 1 歳 6 か月児、3 歳児健康診査事業における心理相談業務
- ・ 発達相談事業(フォロー健診)における心理相談業務
- ・ 4・5 歳児発達障がい相談事業における心理相談業務
- ・ 育児教室(3 か月児健診後のフォロー教室) 事業における心理相談業務
- ・ 乳幼児健診後の乳幼児と養育者への継続的支援業務
- ・ 発達障がいの早期発見、早期支援のための相談業務
- ・ 地域に出向く心理相談、発達障がいの理解を深める啓発業務
- ・ 庁内関係部署との連携(子育て支援室など)
- ・ 関係機関との連携(医療機関、療育機関、保育機関など)

2 任用資格

次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ、地方公務員法第 16 条各号に該当しない者

- (1) 臨床心理士資格又は公認心理師資格を有する者
- (2) 公的機関・医療機関・社会福祉施設・教育施設での心理相談業務を 2 年以上勤務した経験のある者
- (3) 前各号に準ずる者であって、業務を遂行するのに必要な知識及び能力を有する者

※ 年齢は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

(注)日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

地方公務員法(抜粋)

(欠格条項)

第 16 条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 任用予定人員

1 名

4 任用期間

令和 7 年 9 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日

5 選考方法

(1) 筆記試験

論述問題 (試験時間 1 時間)

(2) 口述試験

面接による (試験時間 15 分程度)

6 選考日時及び選考会場

日 時：令和 7 年 8 月 20 日 (水) 午前

場 所：生野区役所

※詳細は、「受験案内」により通知します。なお、変更には応じられません。

7 申込方法

次の書類等を送付または持参してください

※書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

(1) 生野区役所乳幼児発達相談・心理相談業務会計年度任用職員採用申込書 1 通

※過去 3 ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は、本市所定の様式に限ります。

※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 申し立て書 1 通

※申し立て書は、本市所定の様式に限ります。

※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。

(3) 「受験案内」及び「試験結果通知」送付用の定型封筒 (長形 3 号) 各 1 通

※「受験案内」及び「試験結果通知」を送付しますので、宛先を記載の上、それぞれに 110 円切手を貼付してください。(切手がない場合は、発送しません。)

8 受験申込書の受付期間等

(1) 申込期間

令和 7 年 8 月 8 日（金）まで（締切日必着）

（持参の場合は午後 5 時 30 分まで）

※『乳幼児発達相談・心理相談業務会計年度任用職員採用申込書 在中』と朱書きした封筒に入れて送付または持参してください。

(2) 提出先

〒544-8501 大阪市生野区勝山南3-1-19

生野区役所 保健福祉課（健康増進） 電話：06-6715-9882

※「乳幼児発達相談・心理相談業務会計年度任用職員採用申込書 在中」と朱書きした封筒に入れて送付してください。

※なお、簡易書留以外の方法により送付された場合の事故については、責任を負いません。
また、料金不足の場合は、受け付けません。

9 受験案内の送付

令和 7 年 8 月 19 日（火）までに受験案内が届かない場合は、上記提出先まで必ずお問い合わせください。

10 合否の通知

試験結果については、令和 7 年 8 月 25 日（月）以降に受験者本人あてに通知します。

なお、試験結果については、合否に関わらず受験者全員に通知します。

11 勤務条件等

(1) 勤務地

大阪市生野区役所保健福祉課

(2) 勤務日数

・週 1 日（金曜日）

※祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く

（休日出勤を指示した場合は、他の日に休日を振替える。）

(3) 勤務時間

午前 9 時 00 分～午後 5 時 15 分もしくは午前 9 時 15 分～午後 5 時 30 分

（休憩時間 45 分含む）

(4) 給与等

・週1日勤務の場合

報酬月額 ※地域手当込み	46,400 円～51,852 円
期末勤勉手当（6 月、12 月に支給）	213,440 円～238,519 円（年間）
年収見込	約 77～86 万円（2 年目以降）

（注）採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

（注）2 年目以降、期末手当は 2.5 月分、勤勉手当は 2.1 月分、合計 4.6 月分（上記表の額）となりますが、1 年目は勤務月数に応じ調整されます。（実勤務日数及び欠勤等日数に応じた支給割合となります。）

（注）上記の他に通勤手当が支給されます。

（注）上記報酬等は、令和 7 年 4 月 1 日時点のものです。給料改定等により採用時に変更されることがあります。

(5) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(6) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇：付与期間：9 月 1 日（任用日）～3 月 31 日（任期満了日）

	週 1 日勤務
付与日数	2 日

(7) 社会保険

（本市他所属での勤務と合わせて週の所定勤務時間が 20 時間以上の場合のみ）

大阪市職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険

1 2 その他

- （1）この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- （2）可否に関するお電話でのお問い合わせには応じられません。
- （3）受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例等に基づき適正に管理します。
- （4）試験当日は、受験案内に同封の受験票を必ず持参してください。なお、集合時間から 15 分以上遅刻した場合は、受験できません。

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと

1 3 問合せ先

生野区役所 保健福祉課（健康増進） 山戸・田中

〒544-8501 大阪市生野区勝山南3-1-19 生野区役所2階24番窓口

電話：06-6715-9882 FAX：06-6712-0652